

船舶インシデント調査報告書

令和元年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成31年3月3日 16時08分ごろ
発生場所	北海道北斗市七重浜 ^{ななえはま} の海岸付近 函館港第3防砂堤灯台から真方位340°550m付近 (概位 北緯41°48.9′ 東経140°42.0′)
インシデントの概要	プレジャーボートGANBA ^{ガンバ} は、航行中、砂浜に座洲した。
インシデント調査の経過	平成31年3月6日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート GANBA、5トン未満（長さ6.69m）
船舶番号、船舶所有者等	202-2328北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、函館港沖の釣り場に至って釣りを行ったものの、釣果が良くなかったため、発進して手動操舵により約2ノットの対地速力で航行していた。</p> <p>船長は、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けた姿勢で、持参した小型カップ入り焼酎1本を飲み始め、いつしか居眠りに陥り、ふと目を覚ましたところ、本船が北斗市七重浜の海岸付近の砂浜に座洲していることに気付いた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.1mであった。</p> <p>船長は、焼酎を飲んだこと及びふだんの仕事による疲労を感じていたことで居眠りに陥ったのではないかと本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、航行中、船長が、居眠りに陥ったことから、海岸に向けて航行を続け、砂浜に座洲したものと考えられる。</p> <p>船長は、飲酒した状態で腰を掛けた姿勢で見張りを続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が航行中、船長が、居眠りに陥ったため、海岸に向けて航行を続け、砂浜に座洲したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、航行中、少量であっても飲酒をしないこと。 ・ 航行中、眠気を感じた場合は、適宜、椅子から立ち上がって身体を動かすなど、居眠りを防止する措置をとること。